

新潟県覚せい剤取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月26日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第15号

新潟県覚せい剤取締法施行細則の一部を改正する規則

新潟県覚せい剤取締法施行細則（昭和52年新潟県規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;"><u>新潟県覚せい剤取締法施行細則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>覚せい剤取締法</u>（昭和26年法律第252号。以下「法」という。）及び<u>覚せい剤取締法施行規則</u>（昭和26年厚生省令第30号。以下「省令」という。）並びに<u>新潟県覚せい剤取締法施行条例</u>（平成12年新潟県条例第22号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(指定申請の添付書類)</p> <p>第2条 法第4条第2項の規定により<u>覚せい剤施用機関</u>の指定を受けようとする者の提出すべき申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) <u>覚せい剤</u>を保管する設備の概要図及びその位置を示す図面</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 法第4条第2項の規定により<u>覚せい剤研究者</u>の指定を受けようとする者の提出すべき申請書には、省令第2条第2項に規定するもののほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>覚せい剤</u>を保管する設備の概要図及びその位置を示す図面</p> <p>(3) 申請者に係る精神の機能の障害又は申請者が麻薬、大麻、あへん若しくは<u>覚せい剤</u>の中毒者であるか否かに関する医師の診断書（別記第2号様式）</p> <p>(4) (略)</p> <p>3 法第30条の5において準用する法第4条第2項</p>	<p style="text-align: center;"><u>新潟県覚せい剤取締法施行細則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>覚せい剤取締法</u>（昭和26年法律第252号。以下「法」という。）及び<u>覚せい剤取締法施行規則</u>（昭和26年厚生省令第30号。以下「省令」という。）並びに<u>新潟県覚せい剤取締法施行条例</u>（平成12年新潟県条例第22号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(指定申請の添付書類)</p> <p>第2条 法第4条第2項の規定により<u>覚せい剤施用機関</u>の指定を受けようとする者の提出すべき申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) <u>覚せい剤</u>を保管する設備の概要図及びその位置を示す図面</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 法第4条第2項の規定により<u>覚せい剤研究者</u>の指定を受けようとする者の提出すべき申請書には、省令第2条第2項に規定するもののほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>覚せい剤</u>を保管する設備の概要図及びその位置を示す図面</p> <p>(3) 申請者に係る精神の機能の障害又は申請者が麻薬、大麻、あへん若しくは<u>覚せい剤</u>の中毒者であるか否かに関する医師の診断書（別記第2号様式）</p> <p>(4) (略)</p> <p>3 法第30条の5において準用する法第4条第2項</p>

の規定により覚醒剤原料取扱者の指定を受けようとする者の提出すべき申請書には、省令第10条第2項に規定するもののほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) (略)
- (2) 覚醒剤原料の保管庫又は保管設備の概要図及びその位置を示す図面
- (3)・(4) (略)
- (5) 申請者(申請者が法人又は団体である場合は、その業務を行う役員。以下この号及び次号において同じ。)に係る精神の機能の障害又は申請者が麻薬、大麻、あへん若しくは覚醒剤の中毒者であるか否かに関する医師の診断書(別記第2号様式)
- (6) (略)

4 法第30条の5において準用する法第4条第2項の規定により覚醒剤原料研究者の指定を受けようとする者の提出すべき申請書には、省令第10条第2項に規定するもののほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) (略)
- (2) 覚醒剤原料の保管庫又は保管設備の概要図及びその位置を示す図面
- (3) 申請者に係る精神の機能の障害又は申請者が麻薬、大麻、あへん若しくは覚醒剤の中毒者であるか否かに関する医師の診断書(別記第2号様式)
- (4) (略)

5 (略)

(覚醒剤に関する業務等を適正に行うことができない者)

第2条の2 条例第2条第2号カの規則で定める者は、精神の機能の障害により覚醒剤又は覚醒剤原料に関する業務又は研究を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(治療等の考慮)

第2条の3 覚醒剤研究者、覚醒剤原料取扱者又は覚醒剤原料研究者の指定の申請を行った者が前条に規定する者に該当すると認める場合において、

の規定により覚せい剤原料取扱者の指定を受けようとする者の提出すべき申請書には、省令第10条第2項に規定するもののほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) (略)
- (2) 覚せい剤原料の保管庫又は保管設備の概要図及びその位置を示す図面
- (3)・(4) (略)
- (5) 申請者(申請者が法人又は団体である場合は、その業務を行う役員。以下この号及び次号において同じ。)に係る精神の機能の障害又は申請者が麻薬、大麻、あへん若しくは覚せい剤の中毒者であるか否かに関する医師の診断書(別記第2号様式)
- (6) (略)

4 法第30条の5において準用する法第4条第2項の規定により覚せい剤原料研究者の指定を受けようとする者の提出すべき申請書には、省令第10条第2項に規定するもののほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) (略)
- (2) 覚せい剤原料の保管庫又は保管設備の概要図及びその位置を示す図面
- (3) 申請者に係る精神の機能の障害又は申請者が麻薬、大麻、あへん若しくは覚せい剤の中毒者であるか否かに関する医師の診断書(別記第2号様式)
- (4) (略)

5 (略)

(覚せい剤に関する業務等を適正に行うことができない者)

第2条の2 条例第2条第2号カの規則で定める者は、精神の機能の障害により覚せい剤又は覚せい剤原料に関する業務又は研究を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(治療等の考慮)

第2条の3 覚せい剤研究者、覚せい剤原料取扱者又は覚せい剤原料研究者の指定の申請を行った者が前条に規定する者に該当すると認める場合にお

当該者の指定をするか否かを決定するときは、当該者が現に受けている治療等により障害の程度が軽減している状況を考慮するものとする。

(業務の廃止等の届出)

第3条 法第9条第2項若しくは第3項又は第30条の4第1項の規定による覚醒剤施用機関の開設者等の業務の廃止等の知事に対する届出は、別記第5号様式によるものとする。

(指定証の再交付申請)

第5条 法第11条第1項(法第30条の5において準用する場合を含む。)の規定による覚醒剤施用機関の開設者等の知事に対する指定証の再交付の申請は、別記第7号様式によるものとする。この場合において、当該申請が指定証の毀損に係るものであるときは、当該毀損した指定証を添付しなければならない。

(氏名又は住所等の変更届)

第6条 法第12条第2項又は第3項の規定による覚醒剤施用機関又は覚醒剤研究者の氏名又は住所等の変更の届出は、別記第8号様式によるものとする。この場合において、当該届出が覚醒剤研究者の氏名の変更に係るものであるときは、戸籍抄本を添付しなければならない。

2 法第30条の5において準用する法第12条第2項又は第3項の規定による覚醒剤原料取扱者又は覚醒剤原料研究者の氏名又は住所等の変更を届け出ようとする者は、別記第8号様式による届出書に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(事故の届出)

第7条 法第23条の規定による覚醒剤施用機関の管理者等の知事に対する事故の届出は、別記第9号様式によるものとする。

(指定が失効した場合の報告)

第8条 法第24条第1項の規定による覚醒剤施用機関の開設者であつた者等の指定が失効した場合に

いて、当該者の指定をするか否かを決定するときは、当該者が現に受けている治療等により障害の程度が軽減している状況を考慮するものとする。

(業務の廃止等の届出)

第3条 法第9条第2項若しくは第3項又は第30条の4第1項の規定による覚せい剤施用機関の開設者等の業務の廃止等の知事に対する届出は、別記第5号様式によるものとする。

(指定証の再交付申請)

第5条 法第11条第1項(法第30条の5において準用する場合を含む。)の規定による覚せい剤施用機関の開設者等の知事に対する指定証の再交付の申請は、別記第7号様式によるものとする。この場合において、当該申請が指定証のき損に係るものであるときは、当該き損した指定証を添付しなければならない。

(氏名又は住所等の変更届)

第6条 法第12条第2項又は第3項の規定による覚せい剤施用機関又は覚せい剤研究者の氏名又は住所等の変更の届出は、別記第8号様式によるものとする。この場合において、当該届出が覚せい剤研究者の氏名の変更に係るものであるときは、戸籍抄本を添付しなければならない。

2 法第30条の5において準用する法第12条第2項又は第3項の規定による覚せい剤原料取扱者又は覚せい剤原料研究者の氏名又は住所等の変更を届け出ようとする者は、別記第8号様式による届出書に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(事故の届出)

第7条 法第23条の規定による覚せい剤施用機関の管理者等の知事に対する事故の届出は、別記第9号様式によるものとする。

(指定が失効した場合の報告)

第8条 法第24条第1項の規定による覚せい剤施用機関の開設者であつた者等の指定が失効した場合

において現に所有し、又は所持していた覚醒剤の品名及び数量の知事に対する報告は、別記第10号様式によるものとする。

(指定の失効による譲渡報告)

第9条 法第24条第2項の規定による覚醒剤施用機関の開設者であつた者等の覚醒剤を譲渡した場合の知事に対する報告は、別記第11号様式によるものとする。

(指定の失効等に伴う覚醒剤等の処分の立会い)

第10条 法第24条第3項又は第30条の15第3項の規定による覚醒剤又は覚醒剤原料の処分の立会いを求めようとする者は、別記第12号様式による立会依頼書を知事に提出しなければならない。

(報告)

第11条 法第30条の規定による覚醒剤施用機関の管理者等の報告は、別記第13号様式によるものとする。

(県の開設する覚醒剤施用機関の指定手続)

第12条 法第35条第2項の規定による県の開設する覚醒剤施用機関の指定は、当該施用機関の管理者から別記第14号様式による指定依頼書を提出させるものとする。

2 前項に規定する依頼書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 覚醒剤を保管する設備の概要図及びその位置を示す図面
- (2) (略)

(構造設備基準)

第13条 条例第2条第1号に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 覚醒剤施用機関がその指定に係る業務を行う施設又は覚醒剤研究者がその研究を行う施設の構造設備は、次に定めるところに適合するものであること。

ア 病院若しくは診療所又は研究所内に覚醒剤を衛生的かつ安全に保管するために必要な専用の設備を有すること。

において現に所有し、又は所持していた覚せい剤の品名及び数量の知事に対する報告は、別記第10号様式によるものとする。

(指定の失効による譲渡報告)

第9条 法第24条第2項の規定による覚せい剤施用機関の開設者であつた者等の覚せい剤を譲渡した場合の知事に対する報告は、別記第11号様式によるものとする。

(指定の失効等に伴う覚せい剤等の処分の立会い)

第10条 法第24条第3項又は第30条の15第3項の規定による覚せい剤又は覚せい剤原料の処分の立会いを求めようとする者は、別記第12号様式による立会依頼書を知事に提出しなければならない。

(報告)

第11条 法第30条の規定による覚せい剤施用機関の管理者等の報告は、別記第13号様式によるものとする。

(県の開設する覚せい剤施用機関の指定手続)

第12条 法第35条第2項の規定による県の開設する覚せい剤施用機関の指定は、当該施用機関の管理者から別記第14号様式による指定依頼書を提出させるものとする。

2 前項に規定する依頼書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 覚せい剤を保管する設備の概要図及びその位置を示す図面
- (2) (略)

(構造設備基準)

第13条 条例第2条第1号に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 覚せい剤施用機関がその指定に係る業務を行う施設又は覚せい剤研究者がその研究を行う施設の構造設備は、次に定めるところに適合するものであること。

ア 病院若しくは診療所又は研究所内に覚せい剤を衛生的かつ安全に保管するために必要な専用の設備を有すること。

イ (略)

(2) 覚醒剤原料取扱者の業務所又は覚醒剤原料研究者がその研究を行う施設の構造設備は、次に定めるところに適合するものであること。

ア 業務所又は研究所内に覚醒剤原料を衛生的かつ安全に保管するために必要な専用の保管庫又は保管設備を有すること。ただし、覚醒剤原料取扱者が法第30条の12第1項第2号の規定によりあらかじめ知事に届け出た場合は、業務所内にあることを要しない。

イ アに規定する保管庫は、次に定めるところに適合するものであること。ただし、これと同等以上と認められる設備については、この限りでない。

(ア) 容易に破られない材質のものであり、かつ、堅固な鍵が付いていること。

(イ)・(ウ) (略)

ウ アに規定する保管設備は、次に定めるところに適合するものであること。ただし、これと同等以上と認められる設備については、この限りでない。

(ア) 保管設備の扉は、金属製で堅固な鍵を設けてあること。

(イ)～(エ) (略)

(覚醒剤施用機関の業務の廃止の届出)

第14条 覚醒剤施用機関の開設者は、その病院又は診療所において覚醒剤の施用をやめたときは15日以内に、別記第5号様式に指定証を添えて知事に届け出なければならない。

(覚醒剤施用機関の開設者の氏名又は住所の変更の届出)

第15条 覚醒剤施用機関の開設者は、その氏名(法人にあつてはその名称)又は住所を変更したときは15日以内に、別記第8号様式に指定証を添えて知事に届け出なければならない。

(覚醒剤施用機関等に係る変更の届出)

第16条 覚醒剤施用機関の開設者又は覚醒剤研究者は、次に掲げる事項を変更したときは15日以内に、知事にその旨を届け出なければならない。

イ (略)

(2) 覚せい剤原料取扱者の業務所又は覚せい剤原料研究者がその研究を行う施設の構造設備は、次に定めるところに適合するものであること。

ア 業務所又は研究所内に覚せい剤原料を衛生的かつ安全に保管するために必要な専用の保管庫又は保管設備を有すること。ただし、覚せい剤原料取扱者が法第30条の12第1項第2号の規定によりあらかじめ知事に届け出た場合は、業務所内にあることを要しない。

イ アに規定する保管庫は、次に定めるところに適合するものであること。ただし、これと同等以上と認められる設備については、この限りでない。

(ア) 容易に破られない材質のものであり、かつ、堅固なかぎが付いていること。

(イ)・(ウ) (略)

ウ アに規定する保管設備は、次に定めるところに適合するものであること。ただし、これと同等以上と認められる設備については、この限りでない。

(ア) 保管設備の扉は、金属製で堅固なかぎを設けてあること。

(イ)～(エ) (略)

(覚せい剤施用機関の業務の廃止の届出)

第14条 覚せい剤施用機関の開設者は、その病院又は診療所において覚せい剤の施用をやめたときは15日以内に、別記第5号様式に指定証を添えて知事に届け出なければならない。

(覚せい剤施用機関の開設者の氏名又は住所の変更の届出)

第15条 覚せい剤施用機関の開設者は、その氏名(法人にあつてはその名称)又は住所を変更したときは15日以内に、別記第8号様式に指定証を添えて知事に届け出なければならない。

(覚せい剤施用機関等に係る変更の届出)

第16条 覚せい剤施用機関の開設者又は覚せい剤研究者は、次に掲げる事項を変更したときは15日以内に、知事にその旨を届け出なければならない。

(1) 覚醒剤を保管する設備

(2) (略)

2 前項の規定による届出をしようとする者は、別記第15号様式による届出書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 前項第1号に掲げる事項の変更の場合は、覚醒剤を保管する設備の概要図及びその位置を示す図面

(2) (略)

3 覚醒剤原料取扱者又は覚醒剤原料研究者は、次に掲げる事項を変更したときは15日以内に、知事にその旨を届け出なければならない。

(1) 覚醒剤原料取扱者が法人又は団体であるときは、その業務を行う役員の氏名

(2) 覚醒剤原料取扱者の取扱品目

(3) 覚醒剤原料の保管庫又は保管設備

(4) 覚醒剤原料研究者の研究の計画

4 前項の規定による届出をしようとする者は、別記第15号様式による届出書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 前項第1号に掲げる事項の変更の場合は、次に掲げる書類

ア 登記事項証明書 (覚醒剤原料取扱者が法人である場合に限る。)

イ (略)

ウ 新たに業務を行う役員となつた者に係る精神の機能の障害又は新たに業務を行う役員となつた者が麻薬、大麻、あへん若しくは覚醒剤の中毒者であるか否かに関する医師の診断書 (別記第2号様式)

エ (略)

(2) 前項第3号に掲げる事項の変更の場合は、覚醒剤原料の保管庫又は保管設備の概要図及びその位置を示す図面

(3) (略)

(地方公共団体の開設する覚醒剤施用機関における届出の義務者の変更)

第17条 地方公共団体の開設する覚醒剤施用機関については、次に掲げる届出は、当該施用機関の管理者 (管理者がない場合には開設者の指定する職員) が知事に対してしなければならない。

(1) 覚せい剤を保管する設備

(2) (略)

2 前項の規定による届出をしようとする者は、別記第15号様式による届出書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 前項第1号に掲げる事項の変更の場合は、覚せい剤を保管する設備の概要図及びその位置を示す図面

(2) (略)

3 覚せい剤原料取扱者又は覚せい剤原料研究者は、次に掲げる事項を変更したときは15日以内に、知事にその旨を届け出なければならない。

(1) 覚せい剤原料取扱者が法人又は団体であるときは、その業務を行う役員の氏名

(2) 覚せい剤原料取扱者の取扱品目

(3) 覚せい剤原料の保管庫又は保管設備

(4) 覚せい剤原料研究者の研究の計画

4 前項の規定による届出をしようとする者は、別記第15号様式による届出書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 前項第1号に掲げる事項の変更の場合は、次に掲げる書類

ア 登記事項証明書 (覚せい剤原料取扱者が法人である場合に限る。)

イ (略)

ウ 新たに業務を行う役員となつた者に係る精神の機能の障害又は新たに業務を行う役員となつた者が麻薬、大麻、あへん若しくは覚せい剤の中毒者であるか否かに関する医師の診断書 (別記第2号様式)

エ (略)

(2) 前項第3号に掲げる事項の変更の場合は、覚せい剤原料の保管庫又は保管設備の概要図及びその位置を示す図面

(3) (略)

(地方公共団体の開設する覚せい剤施用機関における届出の義務者の変更)

第17条 地方公共団体の開設する覚せい剤施用機関については、次に掲げる届出は、当該施用機関の管理者 (管理者がない場合には開設者の指定する職員) が知事に対してしなければならない。

- (1) 第14条の規定による覚醒剤施用機関の業務の廃止の届出
- (2) 第15条の規定による覚醒剤施用機関の開設者の氏名又は住所の変更の届出
- (3) 前条第1項の規定による覚醒剤施用機関等に係る変更の届出

別記

第1号様式（第2条、第12条、第16条関係）

覚醒剤診療計画書

(略)
施用覚醒剤
(略)
(略)

第2号様式（第2条、第16条関係）

診断書

(略)
(略)
2 麻薬、大麻、あへん又は <u>覚醒剤</u> の中毒
(略)
(略)

第4号様式（第2条、第16条関係）

覚 醒 剤
覚醒剤原料 研究計画書

(略)
使用覚醒剤 (覚醒剤原料)
(略)
(略)

第5号様式(1) (第3条関係)

覚醒剤施用機関（業務）廃止届

(略)

覚醒剤取締法第9条第2項の規定により
覚醒剤施用機関である病院又は診療所を
廃止した
覚醒剤施用機関指定基準に定める診療科
名の診療を廃止した
医療法第29条の規定により病院又は診療

- (1) 第14条の規定による覚せい剤施用機関の業務の廃止の届出
- (2) 第15条の規定による覚せい剤施用機関の開設者の氏名又は住所の変更の届出
- (3) 第16条第1項の規定による覚せい剤施用機関等に係る変更の届出

別記

第1号様式（第2条、第12条、第16条関係）

覚せい剤診療計画書

(略)
施用覚せい剤
(略)
(略)

第2号様式（第2条関係、第16条関係）

診断書

(略)
(略)
2 麻薬、大麻、あへん又は <u>覚せい剤</u> の中毒
(略)
(略)

第4号様式（第2条、第16条関係）

覚 せい 剤
覚せい剤原料 研究計画書

(略)
使用覚せい剤 (覚せい剤原料)
(略)
(略)

第5号様式(1) (第3条関係)

覚せい剤施用機関（業務）廃止届

(略)

覚せい剤取締法第9条第2項の規定により
覚せい剤施用機関である病院又は診療所
を廃止した
覚せい剤施用機関指定基準に定める診療
科名の診療を廃止した
医療法第29条の規定により病院又は診療

所の開設の許可を取り消された
新潟県覚醒剤取締法施行細則第14条の規定によ
り

覚醒剤の施用をやめた
ので、下記のとおり指定証を添えて届け出ます。
(略)

第5号様式(2)(第3条関係)

覚醒剤

研究者
原料取扱者
原料研究者

 研究(業務)廃止届

(略)

第9条第3項

覚醒剤取締法 第30条の4第1号の規定によ
り

覚醒剤の使用を必要とする研究
覚醒剤原料取扱者の業務
覚醒剤原料の製造・使用を必要とする研
究

を廃止したので、下記のとおり指定証を添えて届
け出ます。

(略)

第6号様式(第4条関係)

覚醒剤

施用機関
研究者
原料取扱者
原料研究者

 指定証返納(提出)届

(略)

第10条第1項・第2項

第11条第2項

覚醒剤取締法 第30条の5において準用する同
第30条の5において準用する同

法第10条第1項・第2項の規定により、下記の
法第11条第2項

とおり指定証を返納(提出)します。

(略)

第7号様式(第5条関係)

施用機関

所の開設の許可を取り消された
新潟県覚せい剤取締法施行細則第14条の規定に
より

覚せい剤の施用をやめた
ので、下記のとおり指定証を添えて届け出ます。
(略)

第5号様式(2)(第3条関係)

覚せい剤

研究者
原料取扱者
原料研究者

 研究(業務)廃止届

(略)

第9条第3項

覚せい剤取締法 第30条の4第1号の規定に
より

覚せい剤の使用を必要とする研究
覚せい剤原料取扱者の業務
覚せい剤原料の製造・使用を必要とする
研究

を廃止したので、下記のとおり指定証を添えて届
け出ます。

(略)

第6号様式(第4条関係)

覚せい剤

施用機関
研究者
原料取扱者
原料研究者

 指定証返納(提出)届

(略)

第10条第1項・第2項

第11条第2項

覚せい剤取締法 第30条の5において準用する
第30条の5において準用する

同法第10条第1項・第2項の規定により、下記
同法第11条第2項

のとおり指定証を返納(提出)します。

(略)

第7号様式(第5条関係)

施用機関

研究者
原料取扱者
原料研究者

覚醒剤 指定証再交付申請書

(略)

下記のように指定証の再交付を受けたいので、

第11条第1項

覚醒剤取締法 第30条の5において準用する同法

第11条第1項の規定により申請します。

(略)

第8号様式 (第6条、第15条関係)

施用機関
研究者
原料取扱者
原料研究者

覚醒剤 指定証記載事項変更届

(略)

下記のとおり指定証の記載事項に変更を生じたので、

第12条第2項・第3項

覚醒剤取締法 第30条の5において準用す

る同法第12条第2項・第3項

新潟県覚醒剤取締法施行細則第15条

の規定により指定証を添えて届け出ます。

(略)

第9号様式 (第7条関係)

(表)

覚醒剤事故届

(略)

下記のとおり覚醒剤取締法第23条の規定により届け出ます。

(略)

(裏)

事故のあった 覚醒剤 覚醒剤原料
(略)

(略)

第10号様式 (第8条関係)

残余覚醒剤所有報告書

研究者
原料取扱者
原料研究者

覚せい剤 指定証再交付申請書

(略)

下記のように指定証の再交付を受けたいので、

第11条第1項

覚せい剤取締法 第30条の5において準用する同

法第11条第1項の規定により申請します。

(略)

第8号様式 (第6条、第15条関係)

施用機関
研究者
原料取扱者
原料研究者

覚せい剤 指定証記載事項変更届

(略)

下記のとおり指定証の記載事項に変更を生じたので、

第12条第2項・第3項

覚せい剤取締法 第30条の5において準用

する同法第12条第2項・第3項

新潟県覚せい剤取締法施行細則第15条

の規定により指定証を添えて届け出ます。

(略)

第9号様式 (第7条関係)

(表)

覚せい剤事故届

(略)

下記のとおり覚せい剤取締法第23条の規定により届け出ます。

(略)

(裏)

事故のあった 覚せい剤 覚せい剤原料
(略)

(略)

第10号様式 (第8条関係)

残余覚せい剤所有報告書

(略)

覚醒剤取締法第24条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

(略)

第11号様式 (第9条関係)

指定失効による覚醒剤譲渡(譲受)報告書

(略)

覚醒剤取締法第24条第2項の規定により、下記のとおり報告します。

(略)

第12号様式 (第10条関係)

覚 醒 剤

指定失効等に伴う 覚醒剤原料 処分立会依頼書

(略)

指定の失効等に伴い、下記のとおり 覚醒剤原料 を処分したいので、覚醒剤取締法 第24条第30条の15第3項 の規定により立会いを求めます。

(略)

第13号様式(1) (第11条関係)

覚醒剤施用機関の施用数量等報告書

(略)

下記により、覚醒剤施用機関の管理者の報告をします。

(略)

備考

1 この報告は、覚醒剤取締法第30条の規定により覚醒剤施用機関の管理者が行うものであること。

2～6 (略)

第13号様式(2) (第11条関係)

覚醒剤研究者の使用数量等報告書

(略)

下記により、覚醒剤研究者の報告をします。

(略)

(略)

覚せい剤取締法第24条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

(略)

第11号様式 (第9条関係)

指定失効による覚せい剤譲渡(譲受)報告書

(略)

覚せい剤取締法第24条第2項の規定により、下記のとおり報告します。

(略)

第12号様式 (第10条関係)

覚 せい 剤

指定失効等に伴う 覚せい剤原料 処分立会依頼書

(略)

指定の失効等に伴い、下記のとおり 覚せい剤原料 を処分したいので、覚せい剤取締法 第24条第30条の15第3項 の規定により立会いを求めます。

(略)

第13号様式(1) (第11条関係)

覚せい剤施用機関の施用数量等報告書

(略)

下記により、覚せい剤施用機関の管理者の報告をします。

(略)

備考

1 この報告は、覚せい剤取締法第30条の規定により覚せい剤施用機関の管理者が行うものであること。

2～6 (略)

第13号様式(2) (第11条関係)

覚せい剤研究者の使用数量等報告書

(略)

下記により、覚せい剤研究者の報告をします。

(略)

備考

- この報告は、覚醒剤取締法第30条の規定により覚醒剤研究者が行うものであること。
- ～6 (略)

第14号様式 (第12条関係)

県の開設する覚醒剤施用機関の指定依頼書
(略)

新潟県覚醒剤取締法施行細則第12条第1項の規定により、下記のとおり覚醒剤施用機関の指定を依頼します。
(略)

第15号様式 (第16条関係)

覚醒剤	施用機関	変更届
	研究者	
	原料取扱者	
	原料研究者	

(略)
下記のとおり変更がありましたので、新潟県覚醒剤取締法施行細則 第16条第1項 第16条第3項 の規定により届け出ます。
(略)

(略)	
覚醒剤施用機関、研究所又は業務所	(略)
(略)	

(略)

附 則

この規則は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第63号）第4条（覚せい剤取締法（昭和26年法律第252号）第9条第1項第2号の改正規定を除く。）の規定の施行の日又はこの規則の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

備考

- この報告は、覚せい剤取締法第30条の規定により覚せい剤研究者が行うものであること。
- ～6 (略)

第14号様式 (第12条関係)

県の開設する覚せい剤施用機関の指定依頼書
(略)

新潟県覚せい剤取締法施行細則第12条第1項の規定により、下記のとおり覚せい剤施用機関の指定を依頼します。
(略)

第15号様式 (第16条関係)

覚せい剤	施用機関	変更届
	研究者	
	原料取扱者	
	原料研究者	

(略)
下記のとおり変更がありましたので、新潟県覚せい剤取締法施行細則 第16条第1項 第16条第3項 の規定により届け出ます。
(略)

(略)	
覚せい剤施用機関、研究所又は業務所	(略)
(略)	

(略)